

「大阪府職員研修業務等委託先候補者選定委員会」設置要綱

（設置）

第1条 「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」（以下「大阪府職員研修等業務」という。）プロポーザル実施要領に基づき委託先候補者を選定するため、大阪府職員研修業務等委託先候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、選定対象となる団体又は連合体の選定及び提出書類等を審査し、委託先候補者の選定を行う事務を所掌する。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、研修業務に関して見識を有する者又は地方自治体の業務に精通する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、平成19年10月29日から平成20年2月29日までとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を掌理する。
- 3 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（守秘義務）

第5条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 委員会は、委員長が委員会を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない理由があるときには、委員に対する回議をもって開催したものとすることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額10,700円とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償については、「証人等の実費弁償に関する条例」に準じて支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部人事室人事課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月29日から施行する。

就任委員（五十音順）

所属・職名等	氏名	備考
監査法人トーマツ 大阪事務所 パブリックセクター シニアマネジャー 関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 准教授	武久 顕也	
大阪府危機管理監	松江 伸二	
大阪府総務部行政改革課 副理事兼行政改革課長	村田 忠男	